

2005年5月12日

各 位

東京都港区虎ノ門二丁目1番10号 新日鉱ビル  
イー・アクセス株式会社  
代表取締役会長兼 CEO 千本 倅生  
(コード番号：9427 東証一部)

## 企業価値向上新株予約権 (eAccess Rights Plan) の導入について

イー・アクセス株式会社(以下「当社」、本社：東京都港区虎ノ門、代表者：代表取締役会長兼 CEO 千本倅生)は、平成17年5月12日開催の取締役会において、平成17年6月22日開催予定の定時株主総会にて承認を受ける<sup>\*1</sup>ことを条件に、本格的な企業価値向上策として、信託型新株予約権である「企業価値向上新株予約権(以下、「eAccess Rights Plan」)」を、東証上場企業として初めて導入することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

1 今後3年毎に定時株主総会において、本 Plan の存続について承認を得る(サンセット条項)ものとします。

eAccess Rights Plan は、当社の株式を大量に取得し当社の経営に関与しようとする株主または潜在的株主(「特定株式保有者」)が現れた場合の対応策として、以下を目的として、買収提案の妥当性及び代替案について十分な検討を行うための情報と時間を確保することを意図しています。このことがひいては当社の企業価値向上に資するものと考えています。

- (1) 企業価値及び株主の保護
- (2) 公共性の高い電気通信事業を営むものの責務の全う

事象発生時に新株予約権を発動するか否かの判断は、株主の代表である社外取締役で構成される「企業価値向上検討委員会」が行います。当社は、平時においても企業価値の向上と株主利益の確保の観点から公正な判断が行われるよう、取締役の過半数<sup>\*2</sup>を社外取締役が占める企業統治体制をとっており、事象発生時においても本 Plan は有効に機能すると考えております。

2 10名の取締役のうち7名が社外取締役

なお、本 Plan は、発動時に設定される基準日における、特定株式保有者を除く全株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が与えられるため、持株比率の希薄化を防ぐことができ、株主としての権利が害されることはありません。

eAccess Rights Plan の詳細については、添付をご参照ください。

以上

---

### <報道関係の方からのお問い合わせ>

イー・アクセス株式会社 広報部

Mail : pr@eaccess.net

## 買収防衛策の内容等について

平成 17 年 4 月 21 日付で東京証券取引所が取りまとめた「敵対的買収防衛策際しての投資者保護上の留意事項」の項目 1 に従い、今般当社が導入するプランに関して以下のとおり株主・投資者に対して詳細を開示します。

防衛策の種類	信託型
発動時に想定される防衛策	あらかじめ発行された新株予約権が株主に交付され行使可能となる

留意事項	内容等
1. 防衛策導入の目的	<p>当社は平成 16 年 11 月に設立わずか 5 年で東証一部上場を果たし、当社株式は広く市場で取引されていることから、当社の株式を大量に取得し当社の経営に参与（以下「買収」という）しようとする株主または潜在的株主（以下あわせて「買収者」という）が出現することは、それが企業価値の向上に資する限りにおいて何ら否定すべきことではない。</p> <p>一方で昨今の資本市場においては、買収が行われる場合には株主の利益が優先されるべきところ、一般株主が買収の是非、すなわちその買収が企業価値の向上に資するか否かの検討を行うための十分な情報や時間が必ずしも十分に提供されていない場合が見受けられる。また、構造上強圧的な買収など濫用的な買収が行われたような場合には、少数株主は、買収に応じざるを得ないような状況に追い込まれる危険性がある。このような状況では株主は適切な判断を行うことができない。</p> <p>また当社は公共性の高い電気通信事業を営んでおり、電気通信事業法の目的や規定（検閲の禁止、秘密の保護、公平性の担保等）に鑑み、消費者に対し信頼性の高いサービスを安定的に供給する責務を負っている。この責務を将来にわたって継続的に果たしていくことは、結果的に株主の利益にも適うと当社は考えている。</p> <p>当社は、現時点においてこの公共性と効率性を高い次元で両立させていると自負しており、この両立を将来に渡って維持していくことを経営の重要目的の一つと位置づけている。</p> <p>このように、当社にとって最大化すべき企業価値とは、株主の利益そのものであり、その実現のためには少数株主</p>

留意事項	内容等
	<p>や消費者、当社従業員その他のステークホルダーの利益に配慮しつつ、電気通信事業に要求される公共性と経営の効率性との両立を継続的に果たしていかねばならない。</p> <p>これらの事情を勘案した結果、当社に対する濫用的な買収等によって当社の企業価値が不当に害されることを未然に防止し、当社に対する買収等の提案がなされた場合に、当該買収提案の妥当性について、また場合によっては当該買収提案に対して当社が提示する代替案について、企業価値最大化の観点から十分な検討を行うための情報と時間を確保することが当社企業価値の最大化に資すると考える。</p> <p>そこで、当社の企業価値の最大化を達成するための合理的な手段として用いることを目的として第1回企業価値向上新株予約権（eAccess Rights Plan #1）を発行する。</p>
<p>2．防衛策の発動、解除及び維持の条件</p>	<p>(1) 今般当社が導入する信託型防衛策は、導入時点において有価証券の発行を伴うものであり、以下のとおり、その条件等について開示する。</p> <p>(2) 当社に買収等の提案があった場合に、新株予約権を消却すべきか否かを判断するにあたっては、次の要件に基づくものとする。</p> <p>(要件)</p> <p>基準：</p> <p>当社に対する買収等の提案があった場合に、新株予約権を消却すべきか否かを判断するにあたっては、当該提案の具体的内容（買収等の目的、買収等の方法（構造的に強圧的な買収等ではないか、代替策を検討する十分な時間的余裕があるか、株主を誤信させる方法ではないか等）、買収等の対象（全株式かどうか）、対価の種類、対価の金額、当社のステークホルダーの取扱い等）等を考慮する。</p> <p>プロセス：</p> <p>社外取締役全員で構成される企業価値向上検討委員会を組織し、同委員会が、新株予約権を消却すべきか否かを上記の基準で判断する。企業価値向上検討委員会の決議は社外取締役の3分の1以上かつ3名以上の委員が出席する会議において、出席する委員の過半数の賛成により決議を行う。企業価値向上検討委員会が、新株予約権の発行日以降行使要件が成就するまでの間に、新株</p>

留意事項	内容等
	<p>予約権を消却すべきとの決議を行った場合には、当社は、取締役会の決議をもって、新株予約権の全部を一斉に無償で消却しなければならない。</p> <p>(3) 新株予約権について、あらかじめ定められている数値等の条件は次のとおりである。</p> <p>(新株予約権の内容)</p> <p>割当期日・個数：平成17年6月10日に180万個を割り当てる。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類及び数：新株予約権1個あたり当社普通株式1.5株</p> <p>発行する新株予約権の総数：180万個</p> <p>発行価額：1個あたり1円</p> <p>行使に際して払込みをなすべき額：行使要件が満たされた日の直前の金曜日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、当該金曜日が取引日でない場合には、その直前の取引日までの5連続取引日とする。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の5分の1</p> <p>譲渡制限：新株予約権の譲渡には取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>行使期間等：平成17年6月23日(木曜日)から平成27年6月22日(月曜日)までとする。ただし、上記の期間中に、ある者が特定株式保有者に該当したことを当社の取締役会が認識し、かつ、公表した場合は、上記にかかわらず、当該公表が行われた日の翌日から起算して90日が経過した日をもって行使期間は終了する。また、当該90日が経過した日が銀行休業日に当たるときは、翌銀行営業日をもって行使期間は終了する。</p>
<p>3. 発動時に株主・投資者に与える影響等</p>	<p>(1) 発動時に株主・投資者に与える影響</p> <p>本信託型ライセンスは、発動の際に設定される基準日時点の全株主(ただし特定株式保有者らを除く)に対し、その所有株式1株につき1個の割合で新株予約権が割り当てられる仕組みであるため、特定株式保有者ら以外の株主、投資者に希薄化による不測の損害を与えることはない。(ただし、株主・投資者が次の(2)の手続きに従うことが前提となる。)</p>

留意事項	内容等
	<p>( 2 ) 発動に伴って必要となる株主の手続き</p> <p>対抗措置を講じる場合において、当社株主が行う必要がある手続きは次のとおりである。</p> <p>行使要件が成就した後速やかに、新株予約権の受託者である三菱信託銀行株式会社から、基準日時点の株主に対し、新株予約権証券が送付される。送付を受けた株主は、行使請求の受付及び払込の取扱いを行う三菱信託銀行株式会社本店（東京都千代田区丸の内一丁目4番5号）を通じて、新株予約権を行使することができる。具体的な行使方法（行使場所、行使価額の送金先、郵送等の取扱い等）については、三菱信託銀行株式会社が新株予約権発送の際に具体的な説明を文書にて行う。</p>

## 新株予約権の発行要項

### 1. 新株予約権の名称

イー・アクセス株式会社第1回企業価値向上新株予約権

### 2. 新株予約権発行の目的

(1) 当社は平成16年11月に設立わずか5年で東証一部上場を果たし、当社株式は広く市場で取引されていることから、当社の株式を大量に取得し当社の経営に関与(以下「買収」という)しようとする株主または潜在的株主(以下あわせて「買収者」という)が出現することは、それが企業価値の向上に資する限りにおいて何ら否定すべきことではない。

一方で昨今の資本市場においては、買収が行われる場合には株主の利益が優先されるべきところ、一般株主が買収の是非、すなわちその買収が企業価値の向上に資するか否かの検討を行うための十分な情報や時間が必ずしも十分に提供されていない場合が見受けられる。また、構造上強圧的な買収など濫用的な買収が行われたような場合には、少数株主は、買収に応じざるを得ないような状況に追い込まれる危険性がある。このような状況では株主は適切な判断を行うことができない。

また当社は公共性の高い電気通信事業を営んでおり、電気通信事業法の目的や規定(検閲の禁止、秘密の保護、公平性の担保等)に鑑み、消費者に対し信頼性の高いサービスを安定的に供給する責務を負っている。この責務を将来にわたって継続的に果たしていくことは、結果的に株主の利益にも適うと当社は考えている。当社は、現時点においてこの公共性と効率性を高い次元で両立させていると自負しており、この両立を将来に渡って維持していくことを経営の重要目的の一つと位置づけている。

このように、当社にとって最大化すべき企業価値とは、株主の利益そのものであり、その実現のためには少数株主や消費者、当社従業員その他のステークホルダーの利益に配慮しつつ、電気通信事業に要求される公共性と経営の効率性との両立を継続的に果たしていかなばならない。

これらの事情を勘案した結果、当社に対する濫用的な買収等によって当社の企業価値が不当に害されることを未然に防止し、当社に対する買収等の提案がなされた場合には、当該買収提案の妥当性について、また場合によっては当該買収提案に対して当社が提示する代替案について、企業価値最大化の観点から十分な検討を行うための情報と時間を確保することが当社企業価値の最大化に資すると考える。

そこで、当社の企業価値の最大化を達成するための合理的な手段として用い

ることを目的として第1回企業価値向上新株予約権（eAccess Rights Plan #1）を発行する。

（2）発動時に株主・投資者に与える影響等

下記7に記載された割当先有限責任中間法人ミナト・ライツマネジメントは、新株予約権の発行を受けた後直ちに三菱信託銀行を受託者として本新株予約権の全部を信託譲渡する。

この信託における受益者は、基準日（下記13（4）により定められる。）における株主（ただし下記13（3）により本新株予約権を行使できない者を除く）である。本新株予約権の行使要件が満たされた場合には、信託契約に基づき、本新株予約権を表象する新株予約権証券が、受益権者の基準日現在の保有株式数に応じて交付される。したがって、本新株予約権の行使要件が満たされた場合でも、下記13（3）により本新株予約権を行使できない者に該当するもの以外の株主は、本新株予約権を行使することにより持株比率の希薄化を防ぐことができるので、株主としての権利が害されることはない。当社は上記のとおり、新株予約権が行使された場合に、その行使時点での株主の地位を不当に害さないように配慮した発行方法をとっている。

3．新株予約権の目的たる株式の種類及び数

- （1）新株予約権の目的たる株式の種類は、当社普通株式（以下「普通株式」という。）とする。
- （2）新株予約権1個当たりの目的たる普通株式の数（以下「対象株式数」といい、必要な場合、下記3（3）又は20に基づき変更又は調整したものを含む。）は1.5株とし、新株予約権の目的たる普通株式の総数は、270万株とする。
- （3）企業価値の最大化の観点から特に必要があると認められる場合には、取締役会の決議をもって、対象株式数を1.5株から2株までの範囲内で変更することができる。
- （4）上記3（3）又は下記20により対象株式数が変更又は調整される場合には、新株予約権の目的たる普通株式の総数は、発行する新株予約権の総数に当該変更又は調整後の対象株式数を乗じた数となる。

4．新株予約権の総数

180万個

5．新株予約権の発行価額

1円

## 6 . 新株予約権の発行価額の総額

180万円

## 7 . 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての新株予約権を有限責任中間法人ミナト・ライツマネジメントに割り当てる。

## 8 . 申込期間

平成17年6月9日(木曜日)

## 9 . 払込期日

平成17年6月10日(金曜日)

## 10 . 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

(1) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき普通株式1株当たりの金額は、9万円(以下、「行使価額」といい、必要な場合、下記19又は20に基づき修正又は調整したものを含む。)とする。

(2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額(以下「払込金額」という。)は、13万5000円とする。ただし、下記19若しくは20により行使価額が修正若しくは調整された場合又は上記3(3)若しくは下記20により対象株式数に変更若しくは調整された場合には、払込金額は、当該修正又は調整後の行使価額に当該変更又は調整後の対象株式数を乗じた金額となる。

## 11 . 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中の資本組入額

新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組み入れる額は、当該発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。新株予約権の行使により発行する株式の発行価額は、行使された新株予約権の発行価額の合計と当該行使に際して払い込まれた払込金額の合計を加算した金額とする。

## 12 . 新株予約権の行使期間

(1) 平成17年6月23日(木曜日)から平成27年6月22日(月曜日)までとする。

(2) 上記12(1)の期間中に、下記13(1)のアに定める公表が行われた場合は、上記12(1)にかかわらず、当該公表が行われた日の翌日から起算し



て90日が経過した日をもって行使期間は終了する。また、当該90日が経過した日が銀行休業日に当たるときは、翌銀行営業日をもって行使期間は終了する。

### 13. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、上記12(1)の期間内に行使要件が満たされた場合でなければ、新株予約権を行使することができない。

なお、次のアないしサに掲げる用語の意義は、別段の定めのない限り、当該アないしサに定めるところによる。

ア 「行使要件」とは、ある者が特定株式保有者に該当したことを当社の取締役会が認識し、かつ、公表した日の翌日から起算して60日が経過することをいう。

イ 「特定株式保有者」とは、当社の株券等の

- (i) 保有者、
- (ii) 公開買付者、又は
- (iii) 当該保有者かつ公開買付者

である者であって、それぞれ

- (i) 当該保有者が保有する当社の議決権付株式の数と当該保有者の共同保有者が保有する当社の議決権付株式の数の合計、
- (ii) 当該公開買付者が保有し若しくは保有することとなった当社の議決権付株式の数と、当該公開買付者の特別関係者が保有する当社の議決権付株式の数の合計、又は
- (iii) 当該保有者かつ公開買付者である者が保有し若しくは保有することとなった当社の議決権付株式の数と、当該保有者かつ公開買付者である者の共同保有者及び特別関係者が保有する当社の議決権付株式の数の合計

が、当社の発行済み議決権付株式の総数の5分の1を超える数となる者をいう。

ウ 「議決権付株式」とは、商法(明治32年法律第48号。その後の改正を含む。)第222条第4項に規定する議決権制限株式以外の株式をいう。

ただし、上記13(1)イにおいて、特定株式保有者に該当しうべき者、その共同保有者及び特別関係者の保有に係る潜在株式については、行使の条件・期間又は転換の条件・期間にかかわらず、次に定める方法により適宜換算した数の議決権付株式とみなす。

- (i) 新株予約権については、新株予約権の目的たる議決権付株式の数と

### する方法

- (ii) 新株予約権付社債については、当該新株予約権付社債に付されている新株予約権の目的たる議決権付株式の数とする方法
- (iii) 議決権付株式に転換する権利が付された議決権制限株式については、転換の請求により発行すべき議決権付株式の数とする方法

### エ 「潜在株式」とは、

- (i) 議決権付株式を目的とする新株予約権（ただし、今回発行される新株予約権を除く。）及び新株引受権、
- (ii) 議決権付株式を目的とする新株予約権が付された新株予約権付社債、及び
- (iii) 議決権付株式に転換する権利が付された議決権制限株式

をいう。

オ 「特別関係者」とは、証券取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む、以下同じ。）第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。

カ 「公開買付者」とは、証券取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいう。

キ 「株券等」とは、証券取引法第27条の2第3第1項に規定する株券等をいう。

ク 「共同保有者」とは、証券取引法第27条の2第3第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含むものとする。

ケ 「保有」とは、証券取引法第27条の2第3第4項に規定する保有をいう。

コ 「保有者」とは、証券取引法第27条の2第3第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとする。

サ 「保有者かつ公開買付者」とは、保有者が同時に公開買付者である場合の当該保有者をいう。

(2) 新株予約権者が複数の本新株予約権を保有する場合、新株予約権者はその保有する新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、一部を行使する場合には、その保有する新株予約権の整数個の単位でのみ行使することができる。

(3) 上記13(1)及び(2)の規定にかかわらず、以下に掲げる者は新株予約権を行使することができない。

ア 特定株式保有者

イ 特定株式保有者が当社の株券等の保有者である場合における、当該特定株式保有者の共同保有者

ウ 特定株式保有者が当社の株券等の公開買付者である場合における、当該特定株式保有者の特別関係者

エ 特定株式保有者が当社の株券等の保有者かつ公開買付者である場合における、当該特定株式保有者の共同保有者及び特別関係者

- (4) 当社は、上記13(1)アによる公表が行われたときは、その後株主及び実質株主を確定する基準日を設定するために必要な措置を速やかに講じるものとする。ただし、下記14により新株予約権を消却することとしたときはこの限りではない。

#### 14. 新株予約権の消却事由及び消却条件

- (1) 当社は、新株予約権の発行日以降行使要件が成就するまでの間いつでも、取締役会が企業価値の最大化のために必要があると認めたときは、取締役会の決議をもって、新株予約権の全部を一斉に無償で消却することができる。当社に対する買収等の提案があった場合に、新株予約権を消却すべきか否かを判断するにあたっては、当該提案の具体的内容(買収等の目的、買収等の方法(構造的に強圧的な買収等ではないか、代替策を検討する十分な時間的余裕があるか、株主を誤信させる方法ではないか等)、買収等の対象(全株式かどうか)、対価の種類、対価の金額、当社のステークホルダーの取扱い等)等を考慮するものとする。
- (2) 当社は、当社に対する買収等の提案があった日または上記13(1)アによる公表が行われた日のいずれか早い日の後速やかに、社外取締役全員で構成される企業価値向上検討委員会を組織し、同委員会が、新株予約権を消却すべきか否かを上記14(1)と同様の基準で判断するものとする。企業価値向上検討委員会の決議は社外取締役の3分の1以上でありかつ3人以上の委員が出席する会議において、出席する委員の過半数の賛成により決議を行う。企業価値向上検討委員会が、新株予約権の発行日以降行使要件が成就するまでの間に、新株予約権を消却すべきとの決議を行った場合には、当社は、取締役会の決議をもって、行使要件が成就する日以前に、新株予約権の全部を一斉に無償で消却しなければならない。
- (3) 当社は、新株予約権の発行日以降行使要件が成就するまでの間いつでも、取締役会が当社の企業価値向上のための新たな制度の導入に際して必要があると認めたときは、取締役会の決議をもって、新株予約権の全部を一斉に無償で消却することができる。

#### 15. 新株予約権証券の発行及び新株予約権の譲渡

- ( 1 ) 新株予約権証券は、新株予約権者の請求があるときに限りこれを発行する。
- ( 2 ) 新株予約権の譲渡には取締役会の承認を要するものとする。

#### 1 6 . 新株予約権の期中行使があった場合の株式の配当起算日

新株予約権の行使により発行される株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金については、新株予約権の行使が毎年4月1日から9月30日までになされたときは当該年の4月1日に、毎年10月1日から翌年3月31日までになされたときは当該年の10月1日に、それぞれ株式の発行があったものとみなしてこれを支払う。

#### 1 7 . 新株予約権の行使請求受付場所

三菱信託銀行 本店

#### 1 8 . 新株予約権の行使に関する払込取扱場所

三菱信託銀行 本店

#### 1 9 . 行使価額の修正

行使価額は、行使要件が満たされた日に、その直前の金曜日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、当該金曜日が取引日でない場合には、その直前の取引日までの5連続取引日とする。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の5分の1に相当する金額(1円未満の端数を切り捨てる。)に修正される。

#### 2 0 . 株式分割等による対象株式数の調整及び行使価額の調整

- ( 1 ) 行使要件が満たされた日以降に、当社が株式の分割により普通株式を発行するときは、その時点で行使されていない新株予約権について次の算式により対象株式数を調整し、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数株式は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \frac{\text{調整前対象株式数} \times \text{自己株式を除く株式分割後発行済普通株式数}}{\text{自己株式を除く株式分割前発行済普通株式数}}$$

- ( 2 ) 上記( 1 )の対象株式数の調整を必要とする場合のほか、行使要件が満たされた日以降に次のいずれかの事由が生じた場合には、当社は取締役会が適切と考える方法(かかる方法は、誠実に決定されなければならない。)により対象株式数の調整(かかる調整は、公正で合理的なものでなければならない。)を行うものとする。

株式の併合、資本の減少、会社分割又は合併等のために対象株式数の調整を必要とするとき。

上記のほか、当社の発行済株式数の変更（当社普通株式以外の株式の発行を含む。）又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって対象株式数の調整を必要とするとき。

(3) 上記20(1)又は(2)により対象株式数が調整された場合には、行使価額は、以下の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{調整前対象株式数}}{\text{調整後対象株式数}}$$

21. 新株予約権発行後、法令の改正等により、本要綱に定める条件ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該改正等の趣旨を考慮の上、取締役会決議により、本要綱に定める条件ないし用語の意義を適宜修正するものとする。

22. 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 信託契約の要項

### イー・アクセス株式会社第1回企業価値向上新株予約権に係る信託契約の要項

- |                |  |
|----------------|--|
| 1. 委託者         | 有限責任中間法人ミナト・ライツマネジメント  |
| 2. 受託者         | 三菱信託銀行(日本マスタートラスト信託銀行との共同受託)   |
| 3. 受益者         | 第一受益者：基準日現在の株主(ただし新株予約権の条件に従い新株予約権を行使できない特定株式保有者等は除く)<br>基準日は、特定株式保有者が出現したことを会社が公表した後に設定し、公表する。<br>第二受益者：委託者 |
| 4. 信託管理人       | 未定   |
| 5. 信託の種類       | 金銭信託以外の金銭の信託または包括信託  |
| 6. 信託契約日       | 平成 17 年 6 月 10 日(予定)   |
| 7. 信託の期間       | 平成 27 年 6 月 22 日(予定)<br>若しくは新株予約権消却時、新株予約権行使期間終了   |
| 8. 信託の目的       | 新株予約権を管理し、新株予約権行使事由が生じた場合には、信託契約に従い新株予約権を第一受益者に交付することを主たる目的とする   |
| 9. 信託財産        | 新株予約権 180 万個、金銭  |
| 10. 信託財産の金銭の運用 | 銀行勘定貸  |
| 11. 信託財産の交付    | 第一受益者：新株予約権が行使可能となった後に、受益者の保有する発行会社普通株式 1 株当たり 1 個の新株予約権を交付する。<br>第二受益者：残余財産                                 |
| 12. 信託報酬       | 信託内の金銭から支払う  |
| 13. 信託の計算      | 計算期日は毎年 3 月 31 日および信託終了日   |
| 14. 報告         | 委託者および信託管理人宛   |
| 15. 最終計算承認     | 信託管理人  |